

理 由

世界における水産物の需要の増大等に伴う原材料の供給事情及び水産加工品の貿易事情の変化にかんがみ、農林漁業金融公庫及び株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴い農林漁業金融公庫等の業務を承継する株式会社日本政策金融公庫が、平成二十四年度末までの間、未利用又は利用の程度が低い水産資源の有効な利用の促進等一定の要件に該当する水産加工施設の改良等に必要な資金の貸付けの業務を行うことができることとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。